(お知らせ)

環境省有資格業者に対する指名停止措置について <宮城県政記者会、東北電力記者会同時発表>

環境省東北地方環境事務所は、本日、株式会社目黒林業に対して指名停止措置を行いました。 詳細は別紙のとおりです。

<問い合わせ先>

環境省東北地方環境事務所 総務課

課長:菊池豊課長補佐:横田 克之

TEL: 022-722-2870

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
株式会社目黒林業	秋田県男鹿市船川港船川字化世沢 177 番地 8

2 指名停止措置期間:

令和6年10月15日~令和7年1月14日(3ヶ月)

3 指名停止措置の範囲:

東北地方環境事務所管内

4 事 実 概 要:

株式会社目黒林業の元代表取締役は、秋田県が発注した道路の維持管理業務を巡り、同 県職員が維持管理業務の受注者に対して、目黒林業を再委託先とするよう斡旋した見返り として現金を渡したとして、令和6年8月7日、秋田県警に贈賄の容疑で逮捕され、同年 8月28日に秋田地検に贈賄の罪で起訴された。

5 指名停止措置理由:

上記のことは、「物品の製造契約、物品の購入契約及び請負契約に係る指名停止等措置要領について」(平成30年7月12日付環境会第1807124号大臣官房会計課長通知)別表第2第3号に該当する。

○工事請負契約等に係る指名停止等措置要領

別表第2 - 抜粋 -

措置要件	期間
(贈賄)	
3.次のア、イ又はウに掲げる者が当該部局の管轄区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
ア 代表役員 イ 一般役員等	3ヶ月以上9ヶ月以内 2ヶ月以上6ヶ月以内
ウ使用人	1ヶ月以上3ヶ月以内